

○駒澤大学学生懲戒処分規程

平成27年6月30日

制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則第57条、駒澤大学大学院学則第58条及び駒澤大学法曹養成研究科（法科大学院）学則第53条に基づき、学生の懲戒処分に関して、他に定める規程がある場合を除き、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 懲戒は、学生が懲戒処分の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分を全うさせるために、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒処分の対象となる行為の動機、様態、結果、情状等諸般の事情を総合的に勘案し、教育的配慮に基づき行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限のものとする。

(定義)

第3条 この規程における、駒澤大学の「学生」とは、学部学生、大学院学生をいう。

2 この規程における「教授会」とは、学生の在籍する学部の教授会、大学院研究科の研究科委員会（法科大学院教授会を含む）をいう。

3 この規程における「学部」とは、学生の在籍する学部若しくは研究科をいう。

4 この規程における「学部長」とは、学生の在籍する学部の学部長、大学院研究科の研究科委員長、研究科長をいう。

5 この規程における「副学長」とは、学生支援担当副学長をいう。

(懲戒処分の対象)

第4条 懲戒処分の対象は、学生の本分に反する行為として、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 重大な反社会的行為
- (3) 人権を不当に侵害する行為
- (4) 本学の規則・命令に背く行為
- (5) 学問倫理、情報倫理に反する行為
- (6) 本学の信用を著しく失墜させる行為
- (7) その他、上記に類する行為

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 譴責
- (2) 停学 なお、停学は有期停学と無期停学の2種類とする。
- (3) 退学

(事情聴取)

第6条 教職員は、第4条に定める懲戒処分の対象となり得ると思われる行為があったことを知ったときは、遅滞なく所属長を通じて学生部長に、当該行為があったことを通知する。

2 前項の通知があったときには、学生部長は、当該行為が明らかに懲戒処分の対象とならないと認められる場合を除き、当該学生から事情聴取を行うとともに、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。また、学生部長は、当該事案について必要に応じて関係者から事情聴取を行うことができる。

3 当該学生の所属する学部の学部長は、当該事情聴取に立ち会い、意見を述べるができる。

4 学生部長は、事情聴取に当たっては、予め、当該学生に事情聴取の趣旨及び事情聴取の日時、場所、方法並びに当該学生の保証人又は親族を立ち合わせることができることを通知する。

5 当該学生が、正当な理由なく事情聴取に応じなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなし、事情聴取を行うことなく懲戒の手続をとることができる。

(懲戒の手続)

第7条 学生部長は、前条に定める事情聴取の結果に基づき、懲戒処分の原案を作成し、必要に応じて学生部委員会に諮り、懲戒処分案を決定のうえ、これを当該学生の在籍する学部の学部長を通じて当該教授会に諮り、意見を求める。

2 学生部長は、懲戒処分案について、前項に定める教授会の意見を付して、副学長に報告する。

3 副学長は、前項の報告に基づき、懲戒処分に付すことが相当と判断したときは、当該学生に、懲戒処分の対象となる事実、懲戒処分の理由及び内容を記載した処分案は、文書をもって通知する。通知に際しては、当該懲戒処分案について、不服申し立てをすることができる旨を明記しなければならない。不服申し立ての申請期間については、内規に定める。

4 副学長は、当該学生に通知した懲戒処分案について不服申し立てが行われた場合は、原則として、懲戒調査委員会を設置する。

(懲戒調査委員会)

第8条 前条第4項に定める懲戒調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、懲戒処分の対象になり得ると思われる行為を行った学生に関係する者は除く。

- (1) 副学長が指名する当該学生の所属しない学部の学部長 3人
- (2) 副学長が、必要と認めた場合に、指名する外部の専門家 若干人
- 2 委員になると公正さを疑われかねないという場合、指名を受けた者は自ら申し出て回避することができる。
- 3 懲戒調査委員会は、互選により、委員長を決定する。
- 4 懲戒調査委員会は、委員全員の出席のもとに開催される。
- 5 懲戒調査委員会は、懲戒事案について事実調査を行い、前条第3項に定める懲戒処分の相当性の有無について検討し、同委員会の意見を調査報告書により副学長に報告する。
- 6 懲戒調査委員会は、懲戒処分の対象となる学生、及び学生部長等から意見を聴かなければならない。
- 7 懲戒調査委員会は、委員会の運営及び調査等について、事案に応じ適切な在り方を決定することができる。
- 8 懲戒調査委員会の意見は、多数決により決定するものとし、可否同数のときには、委員長の決するところによる。ただし、少数意見を記載することを妨げない。
- 9 委員の任期は、委員会が組織された時点から、調査報告書を副学長に提出するまでとする。
- 10 委員は、その職を離れた場合であっても職務上知り得た秘密を正当な理由なく他者に漏洩してはならない。

(懲戒処分の決定)

第9条 副学長は、第7条第4項に定める不服申し立てのなかった懲戒処分案については、これを学長に報告し、学長は速やかに懲戒処分を決定する。

- 2 副学長は、第7条第4項に定める不服申し立てのあった懲戒処分案について、懲戒調査委員会が当該処分案は相当であるとの意見を述べたときには、その旨学長に報告し、学長は速やかに懲戒処分を決定する。
- 3 副学長は、第7条第4項に定める不服申し立てのあった懲戒処分案について、懲戒調査委員会が当該処分案は不相当であるとの意見を述べたときには、学生部長に対し再考を求めめる。
- 4 学生部長は、副学長の命に基づき再考した懲戒処分案を、副学長に報告しなければならない。

5 副学長は、学生部長が懲戒調査委員会の意見を踏まえて再考した懲戒処分案について、当該学生の在籍する学部の教授会の意見を聴いた上で、最終懲戒処分案を定め、それを学長に報告する。学長は速やかに懲戒処分を決定する。

6 処分決定までの当該学生の措置及び措置期間の取扱いについては、内規に定める。
(懲戒処分書の交付)

第10条 学長は、当該学生及び原則として保証人に懲戒処分書を交付する。

2 退学処分については、学長並びに当該学部長の連名をもってこれを行う。

3 懲戒の発効日は懲戒処分書を交付した日とする。

(譴責)

第11条 譴責処分を受けた学生は、定められた期限内に反省の意を文書に作成し、これを学生部長に提出しなければならない。

2 学生部長は、前項の文書の写しを当該学部長及び副学長に提出しなければならない。

3 副学長は、学生部長又は当該学部長に対し、譴責処分を受けた学生に対する状況確認及び指導を命じることができる。

(有期停学)

第12条 有期停学は、3か月以下の期間にわたり、原則として登校を禁止し、授業、課外活動等への参加を認めないものとする。

2 副学長は、学生部長又は当該学部長に対し、停学処分を受けた学生の停学期間中の日常生活及び学習状況について報告することを命じることができる。

3 副学長は、学生部長又は当該学部長からの報告を受け、反省の実が上がっていると判断できるときは、学長に対し、処分としてなされた停学期間の短縮を申し出ることができる。

4 学長は、前項の副学長からの申し出に基づいて、停学期間の短縮を決定する。

5 停学期間が短縮されたときは、これを直ちに当該学生に対し、文書で通知する。

6 停学期間は、在学年数に算入する。

(無期停学)

第13条 無期停学は、3か月を超える期間にわたり、原則として登校を禁止し、授業、課外活動等への参加を認めないものとする。

2 副学長は、学生部長又は当該学部長に対し、停学処分を受けた学生の停学期間中の日常生活及び学習状況について報告することを命じることができる。

3 副学長は、停学処分を受けた学生が、その発効日から起算して3か月を経過した後、前項の報告内容等により、反省の実が上がっていると判断できるときは、学生部長及び当該

学部の教授会の意見を聴き、学長に対し、停学の解除を申し出ることができる。

- 4 学長は、前項の副学長の申し出に基づいて、停学の解除を決定する。
- 5 停学処分が解除されたときは、これを直ちに当該学生に対し、文書で通知する。
- 6 停学期間は、在学年数に算入する。

(懲戒対象者の退学申し出の取扱)

第14条 懲戒処分の対象となり得る行為があり、当該学生から退学願いが提出された場合、当該退学願いに基づく退学は認めず、懲戒処分の決定手続きを優先するものとする。

(事務所管)

第15条 駒澤大学学生懲戒処分規程に関する事務所管は、学生部とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学生部委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成27年6月30日から施行する。